

松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱

平成 21 年 6 月 30 日 告示第 225 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 1 項の都道府県耐震改修促進計画及び同法第 6 条第 1 項の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、松阪市の区域内の木造住宅耐震補強設計事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、松阪市補助金等交付規則（平成 1 7 年松阪市規則第 6 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 松阪市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第 3 条に定める住宅の耐震補強設計を実施する事業をいう。
- (2) 旧基準木造住宅 松阪市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第 3 条に定める住宅とする。
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。
 - ア 松阪市又は合併以前の旧市町（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町、旧飯南町、旧飯高町）において実施した木造住宅耐震診断事業で補助を受けて診断したものの。
 - イ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下これらを「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）の一般診断法、若しくは精密診断法 1 に基づいて実施したものの。
- (4) 耐震補強設計 旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として

実施する補強に関する設計とする。

- (5) 耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は耐震改修促進法第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」)をいう。

(補助対象)

第3条 前条第1号に定める事業の補助対象は、前条第3号ア又はイにより耐震診断を行い、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、評点を1.0以上とする(現行の耐震基準を満たすようにする。)耐震補強設計とする。

2 前項の耐震補強設計の評点については、受講耐震診断者が診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者による団体の判定会又は複数の受講耐震診断者の判定(以下これらを「判定会等」という。)を受け、適切であると判断されたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、前条第3号ア又はイ以外の診断方法により診断を行うときは、第1項の耐震補強設計の評点については、受講耐震診断者が診断したものであり、かつ、学識経験者を含む判定会を受け、適切であると判断されたものとする。

(補助金の額)

第4条 耐震補強設計に係る1棟当たりの補助額は、耐震補強設計に要する費用(判定会等又は学識経験者を含む判定会に要する費用及び耐震補強工事費の見積りに要する費用を含み、事務費は除く。以下「補助基本額」という。)の3分の2以内とする。ただし、補助基本額は、270,000円を上限とする。

(補助金交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金額の変更をするときは、あらかじめ木造住宅耐震補強設計補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強設計補助事業計画変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難なときは、速やかに木造住宅耐震補強設計補助事業計画遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 交付決定者が、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、木造住宅耐震補強設計補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強設計補助事業完了実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書及び関係書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は3月20日（当該日が休日等の場合は、その日以後において最も近い休日等でない日）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けたときは、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強設計補助事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 前条の確定通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年を経過するまでの間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日告示第140号)

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成26年4月24日告示第275号)

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第129号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第192号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付申請書

松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第5条第1項の基準に基づき、耐震補強設計を行いたいので、下記のとおり申請します。

なお、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第3条各号に定める、対象住宅、対象設計を実施することを確認するために市が住民基本台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

住 宅 の 概 要	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
	建築年次	昭和 年 月着工、昭和 年 月完成		
	階数		延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積			m ²

設 計 費 等	予定設計期間	年 月 日～ 年 月 日
	総設計費	円
	耐震補強設計に要する費用	円
	補助申請額	円

※添付書類

- (1) 補強設計見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震補強設計を行う者が受講耐震診断者であることを証する書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長



木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年を経過するまでの間は保管しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強設計補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強設計事業の計画を下記のとおり変更したいので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第6条第1項の基準に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 変更事項
 - （1）補助金額の変更
 - （2）その他

※添付書類

- ・ 補強設計見積書（変更箇所を示したもので、補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- ・ 変更前の設計契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

松阪市長



木造住宅耐震補強設計補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震補強設計補助事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 変更後の補助金交付決定額

円

4 その他

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強設計補助事業計画遅延等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強設計補助事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震補強設計補助事業計画遅滞等報告書について松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 指示の内容

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

木造住宅耐震補強設計補助事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強設計補助事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 廃止（中止）の理由

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強設計補助事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強設計事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - （1）設計契約書及び領収書の写し
 - （2）耐震補強計画書（判定書を含む。）
 - （3）補強工事見積書
 - （4）その他、市長が必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長



木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付請求書

松阪市木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 交付請求額
- 4 振込先

円

振 込 先 金 融 機 関 名	金融機関名	銀行 本店・支店
		農協 本店・支店
		漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
フリガナ		
口座名義人		